

議案第 85 号

八幡浜市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市簡易水道事業の設置等に関する条例

(簡易水道事業の設置)

第 1 条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第 2 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 1 条第 2 項の規定により、簡易水道事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第 3 条 簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、八幡浜市簡易水道条例（平成 17 年条例第 198 号）第 3 条に規定する区域内とする。

3 簡易水道ごとの計画給水人口及び計画 1 日最大給水量は、別表のとおりとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第 4 条 法第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 5 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第

243条の2の2第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が150万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 簡易水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が300万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 市長は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成し、遅滞なく公表しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

簡易水道名	計画給水人口	計画1日最大給水量
日土簡易水道	1,350人	237.0 m <sup>3</sup>
釜倉簡易水道	146人	43.2 m <sup>3</sup>
矢野畑簡易水道	260人	23.4 m <sup>3</sup>
古藪簡易水道	140人	33.1 m <sup>3</sup>
今出簡易水道	170人	25.5 m <sup>3</sup>
梶谷岡簡易水道	130人	58.9 m <sup>3</sup>
榎野条例水道	100人	15.0 m <sup>3</sup>
中当条例水道	94人	14.1 m <sup>3</sup>
上高野地条例水道	70人	10.5 m <sup>3</sup>

提案理由

簡易水道事業の地方公営企業法財務適用化に伴い、必要な事項を定めるため。

